

北九州市立地適正化計画(改定素案)に対する市民意見の概要と本市の考え方

【意見内容】

- | | |
|----------------------------|------|
| 1. 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 | 5件 |
| 2. 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 | 24件 |
| 3. 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 | 155件 |
| 4. その他の意見 | 3件 |

【意見の反映結果】

- | | |
|-----------|------|
| ① 計画に掲載済み | 12件 |
| ② 追加・修正あり | 65件 |
| ③ 追加・修正なし | 107件 |
| ④ その他 | 3件 |

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
1	市民意見募集	計画全般に対する意見	コンパクトシティの考え方	<p>北九州市は、改定素案を申請する理由の最初に「人口減少や高齢化社会のため、コンパクトなまちづくりを進めていくとあり、2015年に「コンパクトなまちづくり専門小委員会」を設けて、立地適正化計画の協議を進め、2017年より運用をされて来たが、今回の改定素案は、8年前のコンパクトなまちづくりの考えに基づくものではないのか。内閣府の最近の調査では、多くの自治体で、コンパクト化がうまく進んでいないとの状況が報告されている。</p> <p>北九州市の歴史性、地理的特性等を踏まえて、これまで戦後走り続けてきた街から、予測される人口減を受け入れた上での「スローシティ」な街を目指した、美しく、魅力ある北九州市を目指すべきではないのか。コンパクトシティそのものの考え方について、市民の意見を幅広く聴き、議論し、同意を得る時ではないのか。</p>	<p>北九州市では、政令市の中でも人口減少・高齢化が進んでおり、今後、厳しい財政状況の下でも持続可能な都市経営を行っていくためには、コンパクトなまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。そのため、平成28年9月に「北九州市立地適正計画」を策定し、街なかを重視して、公共交通の利便性の高い地域への都市機能や居住の誘導に取り組んでいます。令和2年までの10年間では、本市全体の人口が減少する中においても、拠点(都市機能誘導区域)の人口は増加しており、街なか(居住誘導区域)の人口の減少も低く抑えられています。引き続き、公共交通が便利に利用でき、身近な場所で様々なサービスが受けられ安心して暮らすことができるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、地域の特色を生かした住民主体のまちづくりを支援していきます。</p>	3	③
2	公聴会	計画全般に対する意見	コンパクトシティの考え方	<p>北九州市は、改定素案を申請する理由の最初に「人口減少や高齢化社会のため、コンパクトなまちづくりを進めていくとあり、2015年に「コンパクトなまちづくり専門小委員会」を設けて、立地適正化計画の協議を進め、2017年より運用をされて来たが、今回の改定素案は、8年前のコンパクトなまちづくりの考えに基づくものではないのか。内閣府の最近の調査では、多くの自治体で、コンパクト化がうまく進んでいないとの状況が報告されている。</p> <p>北九州市の歴史性、地理的特性等を踏まえて、これまで戦後走り続けてきた街から、予測される人口減を受け入れた上での「スローシティ」な街を目指した、美しく、魅力ある北九州市を目指すべきではないのか。コンパクトシティそのものの考え方について、市民の意見を幅広く聴き、議論し、同意を得る時ではないのか。</p>	<p>北九州市では、政令市の中でも人口減少・高齢化が進んでおり、今後、厳しい財政状況の下でも持続可能な都市経営を行っていくためには、コンパクトなまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。そのため、平成28年9月に「北九州市立地適正計画」を策定し、街なかを重視して、公共交通の利便性の高い地域への都市機能や居住の誘導に取り組んでいます。令和2年までの10年間では、本市全体の人口が減少する中においても、拠点(都市機能誘導区域)の人口は増加しており、街なか(居住誘導区域)の人口の減少も低く抑えられています。引き続き、公共交通が便利に利用でき、身近な場所で様々なサービスが受けられ安心して暮らすことができるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、地域の特色を生かした住民主体のまちづくりを支援していきます。</p>	3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
3	市民意見募集	計画全般に対する意見	コンパクトシティの考え方	「立地適正化計画」とはそもそも何なのか。どんなまちづくりを考えているのか、説明もないまま意見を求められても困る。人口の減少の原因や産業構造の変化、生活上の問題点など、また、大型公共事業のツケといった財政上の問題など、北九州市が抱える様々な問題と解決の見通しを示し欲しい。立地の適正化をしないまま住宅地を山へ山へと広げていった行政の無策が、高齢社会を迎えた今、大きな問題になっているのではないのか。そして今もまたそのツケを市民に回して、自己責任で山から降りろと言っているのではないのか。いつまで市民をないがしろにして、勝手な計画を押しつけるのかと腹立たしい。	立地適正化計画は、人口減少下においても、地域の活力を維持・増進し、都市を持続可能なものとするため、公共交通の利便性の高い地域に都市機能や居住の誘導を図るコンパクトなまちづくりを進めるものです。本計画第3章及び第4章では、本市の現状分析、都市構造上の課題と対応、目指すべき都市像を示しています。	3	①
4	市民意見募集	計画全般に対する意見	コンパクトシティの考え方	立地適正化計画や市街化調整区域への見直しは、「災害に強くコンパクトなまちづくり」の名のもと同根であり、市街化調整区域に設定された市民住民の反対、撤回運動で頓挫したものであり、北九州市立地適正化計画は内容を手直して進めようとしているもので、市民や住民にまた負担増を押し付けるもの。地方自治体は、市民、住民への行政サービスを切り捨てるのではなく、市民が安全安心して暮らせる行政サービスをもっと増やすべきではないのか。		3	③
5	市民意見募集	計画全般に対する意見	コンパクトシティの考え方	「本市は、今後、急速な人口減少と超高齢化により、住宅市街地の低密度化、地域活力の低下が進み、厳しい財政状況下では、市民生活を支えるサービスの提供が困難になることが想定されます。」との問題認識、さらに今回の計画の見直しにより、「誘導施策・事業の見直しを実施するとともに、法改正による『防災指針』の策定及び防災指針に基づく防災・減災対策の取組の位置付けを行い、災害に強くコンパクトなまちづくりを推進していきます。」に賛同する。	ご賛同いただき、ありがとうございます。 今回見直しを行った誘導施策・事業及び新たに計画に位置付けた防災指針の取組について、まちづくりにかかわる様々な分野・実施主体が連携し実施していきます。	1	①
6	市民意見募集	計画全般に対する意見	新ビジョンの改定を踏まえた	今回、防災についても盛り込まれ、よく調べられ、災害に対しても安心感がある。コンパクトな町、今後高齢化や人口減少に対してとても良いと思う。今、北九州の未来について語るミライ・トークがあつているが、北九州にはポテンシャルがあり、変わるチャンスと感じた。立地適正化計画も、明るくワクワクするような新ビジョンと一緒につくれば良いと思う。	ご意見ありがとうございます。 現在、新ビジョンの検討が進められておりますので、本計画については、新ビジョンを踏まえ、改定を行います。	2	①
7	市民意見募集	計画全般に対する意見	評価分析項目	企業誘致やIターン事業など人口減少歯止め対策を行なっているが、人口推計にはそうした対策効果は織り込まれているのか。	国立社会保障・人口問題研究所による人口推計は、平成27(2015)年の国勢調査を基に行われていますが、推計にあたり、企業誘致等による人口増がどの程度反映されているかは不明です。	3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
8	市民意見募集	計画全般に対する意見	評価分析項目	地価の動向はどうか、記述が無い。 市の歳入・歳出はどうか、記述が無い。	地価の動向は、第3章3-7(1)②地価の動向、市の歳入・歳出は、第3章3-7(2)①歳入・歳出をご覧ください。 また、それぞれの分析については、「立地適正化計画作成の手引き(国交省)」のとおり、過去から現在までの動向を整理しており、地価の動向については、エリア毎(市域、市街化区域、市街化調整区域、人口集中区、中心市街地)の整理も行っています。【P39、P40】	3	①
9	公聴会	計画全般に対する意見	評価分析項目	国土交通省の立地適正化計画作成の手引きの50と52ページで指摘されている、市の歳入歳出と地価についての動向調査、将来予測はどうなっているのか。市民及び市にとっても最重要課題であり、エリアごとの調査をするようになっていないのか。都市計画審議会に報告審議したのか。記述すべきだ。		3	①
10	市民意見募集	計画全般に対する意見	評価分析項目	「歩行量(歩数)調査」は実施したのか。国は、平成29年3月にコンパクトシティの健康増進効果を把握することを目的に、まちづくりの指標となる「歩行量(歩数)調査」のためのガイドラインを策定している。	「歩行量(歩数)調査」は、コンパクトシティの「健康増進」面の効果を見える化(評価)するものです。国の調査によると、都市機能が集約した地域と居住地域が近接し、或いは便利な公共交通機関でネットワーク化された都市では、高齢者の外出機会や市民の歩行量が多いことがわかっています。	3	③
11	公聴会	計画全般に対する意見	評価分析項目	「歩行量(歩数)調査」を記述すべき。国は、平成29年3月にコンパクトシティの健康増進効果を把握することを目的に、まちづくりの指標となる歩行者量歩数調査のためのガイドラインを策定しているが、調査、結果、分析、評価をしたのか。記述がない。	本計画では、歩行量(歩数)調査による効果分析は実施していませんが、コンパクトシティの指標として「居住誘導区域における人口密度」、「人口10万人あたりの交通利用者数」を目標に設定し、取組の評価をしています。頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
12	市民意見募集	計画全般に対する意見	計画全体の構成・内容	立地適正化計画の目的・必要性・実現方法について市民が十分理解でき納得が得られる内容に改善して欲しい。	計画本編の第1章から第4章にて、目的や必要性を、第5章から第7章にて実現方法等を整理しています。計画本編の第4章4-6の集約型の都市構造が進むことによる暮らしの変化のイメージ図では、このまま人口減少が進むとまちがどうなるのか、コンパクトなまちづくりに取り組みどのようなまちを目指すのかを示しています。また、本計画の内容を理解していただくため、要点を整理した概要版も作成しています。	3	③
13	市民意見募集	計画全般に対する意見	計画全体の構成・内容	各種誘導区域の設定は誘導区域内外の市民生活にどのような影響を及ぼすかなど市民が読み進めれば十分理解が進むように時系列性・ストーリー性を持たせた構成・内容にして欲しい。	計画本編の第4章4-6の集約型の都市構造が進むことによる暮らしの変化のイメージ図では、このまま人口減少が進むとまちがどうなるのか、コンパクトなまちづくりに取り組みどのようなまちを目指すのかを示しています。また、本計画の内容を理解していただくため、要点を整理した概要版も作成しています。	3	③
14	市民意見募集	計画全般に対する意見	計画全体の構成・内容	居住誘導区域など誘導区域が、具体的にどこなのか市民の生活圏と比較確認ができる内容にして欲しい。	都市機能誘導区域については、71～82ページに12地区の区域を掲載しています。また、居住誘導区域については、91ページに市内全域の区域を掲載しており、誘導区域の具体的な場所については、市の地域情報ポータルサイト「G-motty」にて公開しております <URL> https://www2.g-motty.com/ToshikeikakuApp/ ご意見を踏まえ、91ページに地域情報ポータルサイトの案内を追加します。 【P71～P82、P91】	3	②
15	公聴会	計画全般に対する意見	計画全体の構成・内容	居住誘導区域外とされた市街化区域の住民・市民に対して、今後のまちづくりの計画が全くないことは、当該区域に住む市民住民にとって、疎外感が増し、不平等感を与える。立地適正化計画には、誘導区域外についても十分な将来、生涯見通しを持った都市計画・都市整備等を立案し、含まれるべき。当該計画を推進するならば、誘導区域外に対する施策について、補完計画を立案し、追加し、再出発することを求める。 また、改定素案を本市自治基本条例の趣旨に則った本市の主体性、自主性を発揮した実施計画に作り直すことを求める。	本計画では、居住誘導区域においては、これまでどおりの生活や地域活動が維持できるよう、地域住民の交通手段の確保や地域の特性や資源を活かして地域活力の維持等を図ることにより、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう取組を行うこととしています。	3	③
16	公聴会	計画全般に対する意見	計画全体の構成・内容	立地適正化計画は略称であるが、市民には知らされていない。市民は意見を求められている計画の本当の名前も知らされていない。最初に市民へ周知しなければならない情報ではないのか。	計画では、まずは、計画策定の趣旨に、計画策定の背景や計画の目的を記載し、お伝えしています。なお、「立地適正化計画」は、都市再生特別措置法第81条第1項に規定されています。 【P1】	3	①

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
17	市民意見募集	取組・施策に対する意見	居住誘導支援	国が示している「居住誘導支援策」について、区域区分見直し説明会の時には、市民に説明がなかった。まったく補償がないことに住民は強い不満を持っている。「国の補助制度の活用を検討する」だけでは不十分である。支援制度について明示し、市民説明を行うべき。	<p>居住の移転を支援するため、計画の取組に「居住誘導支援策の検討」を新規に追加しました。この取組の内容は、「居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理に要する経費の一部を補助する支援制度の検討」ですが、特定の事業に限定するのではなく、様々な事業について検討を行うこととしています。支援制度の具体的な内容については、国や市の予算の確保など、見込みが立った時点で、皆様にお知らせいたします。</p>	3	③
18	市民意見募集	取組・施策に対する意見	居住誘導支援	支援制度について、市民への説明を行なうこと。居住誘導支援策について、区域区分の見直しの説明会で、多くの参加者から質問・意見が出された。これに対して市の答弁は、従来からある市の制度の説明に終始して、新たな施策の説明はなかった。今回の素案では、「国の補助制度の活用を検討する」となっているだけだ。支援制度について具体的に明示し、市民説明を懇切・丁寧に行うべき。		3	③
19	公聴会	取組・施策に対する意見	居住誘導支援	支援制度について、市民への説明を行なうこと。居住誘導支援策について、区域区分の見直しの説明会で、多くの参加者から質問・意見が出された。これに対して市の答弁は、従来からある市の制度の説明に終始して、新たな施策の説明はなかった。今回の素案では、「国の補助制度の活用を検討する」となっているだけだ。支援制度について具体的に明示し、市民説明を懇切・丁寧に行うべき。		3	③
20	市民意見募集	取組・施策に対する意見	居住誘導支援	やはり誘導区域に移住する方への支援がないと、移住しない人は一生しないと思う。		3	①
21	市民意見募集	取組・施策に対する意見	居住誘導支援	<p>「居住誘導支援策の検討」の削除及び国事業の明確な記述をすべき。第7章 計画遂行に向けた取組の「新16 居住誘導支援策の検討」は、事業名と概要内容が「検討」であり、記述するに値しない。導入可能な国の事業名（「防災集団移転促進事業」等）とその概要を明確に記述すべきである。</p> <p>国の「防災集団移転促進事業」は、国がその事業費の95%を負担する、市にとって極めて有利な事業である。また、国は令和5年度に補償支援の内容を格段に拡充している。市は、都市計画審議会に説明も資料提供もしていない。当該事業を導入、記述すべきである。</p>		<p>「居住誘導支援策の検討」は、「居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理に要する経費の一部を補助する支援制度の検討」となっておりますが、特定の事業に限定するのではなく、様々な事業について検討を行うこととしています。ご意見にある「防災集団移転促進事業」も承知していますが、北九州市では、まずは、移転者によって異なる希望に対し柔軟に対応できるよう「居住誘導促進事業」の手続きを進めているところであり、令和6年度から運用を開始する予定です。支援制度の具体的な内容については、国や市の予算の確保など、見込みが立った時点で、皆様にお知らせいたします。</p>	3

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
22	公聴会	取組・施策に対する意見	居住誘導支援	第7章 計画遂行に向けた取組の「新16 居住誘導支援策の検討」は、事業名と概要内容が「検討」であり、記述するに値しない。導入可能な国の事業名（「防災集団移転促進事業」等）とその概要を明確に記述すべきである。		3	③
23	公聴会	取組・施策に対する意見	居住誘導支援	第7章 計画遂行に向けた取組に、国の重要防災対策事業の記載が除かれている。「防災集団促進事業」は、国がその事業費の95%を負担する、市にとって極めて有利な事業である。市は、都計審に説明も資料提供もしていない。当該事業を導入して、取組に、事業名、事業内容、市の計画を明確に記載すべきである。	「居住誘導支援策の検討」は、「居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理に要する経費の一部を補助する支援制度の検討」となっておりますが、特定の事業に限定するのではなく、様々な事業について検討を行うこととしております。ご意見にある「防災集団移転促進事業」も承知していますが、北九州市では、まずは、移転者によって異なる希望に対し柔軟に対応できるよう「居住誘導促進事業」の手続きを進めているところであり、令和6年度から運用を開始する予定です。支援制度の具体的な内容については、国や市の予算の確保など、見込みが立った時点で、皆様にお知らせいたします。	3	③
24	市民意見募集	取組・施策に対する意見	高齢者等の移動支援	公共交通網の維持・充実を図るとしているが、現行の施策では公共交通による住民の行きたいところに行きたいときに行くという住民の移動がままならない。高齢化が進んでいる北九州市では、高齢者の移動を確保する新たな制度を検討すべき。		3	③
25	市民意見募集	取組・施策に対する意見	高齢者等の移動支援	公共交通網に対する現行の施策では、公共交通による住民の移動を確保することはできない。高齢者等の移動を支援する新たな制度を検討すべき。	北九州市では、環境にやさしく安心して移動できるまちを実現するため、「北九州市地域公共交通計画（北九州市環境首都総合交通戦略）」を令和4年3月に策定しております。この計画では、「持続可能な公共交通ネットワークの強化・充実・利便性の向上」「環境にやさしい公共交通の利用促進」「誰もが使いやすい公共交通の実現などを基本方針」とし、バス・鉄道などの異なる事業者間の連携強化や、バリアフリー化の推進、公共交通空白地域におけるおでかけ交通の実施など、30の施策に取り組んでいます。北九州市としては、この計画を着実に進めることで、市民の生活に必要な移動手段の確保に努めてまいります。 【P119、P120】	3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
26	市民意見募集	取組・施策に対する意見	高齢者等の移動支援	現在、北九州市はバス路線廃止地域や高台地区などで、住民の日常生活や外出を支援するための「おでかけ交通」を実施しているが、利用者の減少、運賃の値上がりなどで運営に苦慮している。全国20の政令市中13市で高齢者への交通割引補助制度がある。高齢者者の社会参加を促進することで、健康寿命を延ばし、医療費の抑制、地域経済の活性化につながる。公共交通のない地域もあることも市の担当者は、知るべき。		3	③
27	市民意見募集	取組・施策に対する意見	高齢者等の移動支援	「おでかけ交通」は利用者の減少や運賃の値上がりなどで運営に苦慮している。これに代る施策として「高齢者への交通割引補助制度」の導入を求める。福岡市ではタクシーにも使える高齢者乗車券事業を実施している。同様の制度は全国20政令市中13市で実施されてる。高齢者の社会参加を促進することで、健康寿命を延ばし医療費を抑制することにつながる。	北九州市においては高齢者が外出しやすい環境づくりとして、「買い物応援ネットワーク等の生活支援」「高齢者サロン等の社会参加」「健康づくり」などに取組んでいます。あわせて、移動手段確保の取組みとして、公共交通空白地域での生活交通の確保などの支援を行っています。高齢者への交通費の助成については、多額の事業費を要するため、制度導入後に廃止や縮小を行った政令市もあります。こうしたことから本市において、高齢者に一律の助成を実施する予定はありません。今後とも、限られた財源を効果的・効率的に活用しながら、地域における高齢者の生活支援の充実や、公共交通機関を中心とした外出支援に取組んでまいります。	3	③
28	市民意見募集	取組・施策に対する意見	高齢者等の移動支援	素案では、公共交通網の維持・充実を図るとしているが、現状維持の目標となっており、どんな施策をもって充実させていくのか展望がみえない。北九州市はバス路線廃止地域や高台地区などで、住民の日常生活や外出を支援する生活交通確保のために「おでかけ交通」が実施されているが、利用者の減少、運賃の値上がりなどで運営が厳しいものとなっている。福岡市では高齢者乗車券事業を実施しており、北九州市でも検討するべき。		3	③
29	公聴会	取組・施策に対する意見	高齢者等の移動支援	改定素案では、公共交通網の維持・充実を図るとしているが、現状維持の目標となっており、どんな施策をもって充実させていくのか展望がみえない。高齢化が進んでいる北九州市では、高齢者等の移動を支援するための新たな施策を検討すべき。高齢者の社会参加を促進することで健康寿命を延ばし医療費を抑制することにもつながる。		3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
30	市民意見募集	取組・施策に対する意見	区域区分の見直し	市街化区域から市街化調整区域への区域区分見直しについて、2年間にわたって市民説明会が行われた。しかしその結果と到達点などが明らかになっていない。施策について調査・分析・評価を行った内容を示すべき。		3	③
31	市民意見募集	取組・施策に対する意見	区域区分の見直し	市街化区域から市街化調整区域への区域区分の見直しについて行った市民説明会(2年間)の結果と到達点などを、改定素案に入れるべき。この施策に対する調査・分析・評価を行って示すべき。		3	③
32	市民意見募集	取組・施策に対する意見	区域区分の見直し	市街化区域から市街化調整区域への見直しについて、候補地修正案(第2版)の説明会が開かれ、以後4月末までに出された意見書を反映させ、都市計画原案を作成とあるが、今日まで結果と到達点が示されていない。	区域区分の見直しについては、これまで、見直し候補地をお示しし、関係者の皆様のご意見を伺いながら候補地修正案第1版、第2版を作成し、合意形成を図ってまいりました。現在、頂いた意見を基に、都市計画原案を作成し、都市計画変更に向けた手続き(計画原案の縦覧、公聴会の開催、法定縦覧、都市計画審議会への付議)を進めております。今後も、引き続き合意形成を図りながら取組を進めてまいります。 なお、計画の取組は、概ね5年を1サイクルとするPDCAサイクルの中で、評価をすることとしていますが、区域区分の見直しを行う「災害に強くコンパクトなまちづくり推進事業」は、今回の計画の見直しで、新規の施策として取組に追加しています。	3	③
33	市民意見募集	取組・施策に対する意見	区域区分の見直し	市街化区域から市街化調整区域への区域区分の見直しについては、この2年間にわたって市民説明会が行われさまざまな議論がされてきたが、その計画と到達点などが明らかにされていない。今回の素案の冒頭に「計画策定の趣旨」には、施策の実施状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとしているが、その内容が示されていないため、示すべきだ。		3	③
34	公聴会	取組・施策に対する意見	区域区分の見直し	区域区分の見直し施策の調査、分析及び評価がされていない 取組に記載されている市街化区域から市街化調整区域への区域区分の見直しについては、この2年間にわたって市民説明会が行われ、さまざまな議論がされてきたが、その計画と到達点などが明らかにされていない。 今回の素案の冒頭に「計画策定の趣旨」には、施策の実施状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとしているが、その内容が示されていないため、示すべきだ。		3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
35	市民意見募集	取組・施策に対する意見	区域区分の見直し	説明会などを開き、時間を割いたが、市は何も公表をしないことに不満を抱いている。またも、市民の知らない間にホームページで意見を募集して何もなかったかのようにまた市街化調整区域にするのかと正直驚いている。市民ときちんと向き合っていくにはどのようにするべきなのかもう一度市は考えるべき。	北九州市立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりを推進するもので、区域区分の見直しを行う「災害に強くコンパクトなまちづくり推進事業」は取組の一つとなっていますが、本計画で区域区分(市街化区域・市街化調整区域)を決めるものではありません。区域区分の見直しについては、これまで、見直し候補地をお示しし、関係者の皆様のご意見を伺いながら候補地修正案第1版、第2版を作成し、合意形成を図ってまいりました。現在、頂いた意見を基に、都市計画原案を作成し、都市計画変更に向けた手続き(計画原案の縦覧、公聴会の開催、法定縦覧、都市計画審議会への付議)を進めております。今後も、引き続き合意形成を図りながら取組を進めてまいります。	4	④
36	市民意見募集	取組・施策に対する意見	区域区分の見直し	「逆線引き事業」について、「北九州市情報公開審査会」(条例設置)から憲法29条違反(財産権侵害)と指摘されている。また、「逆線引き事業」は既に破綻状態にある。記述を削除すべきである。	区域区分見直しの取組である「災害に強くコンパクトなまちづくり推進事業」は、市街化調整区域に見直されることで土地利用が一部制限されるなど、地権者等への影響が大きいと、都市計画法に基づく手続きを進める前の段階から、適宜、説明会を開催して、住民と合意形成を図りながら進めています。また、国の都市計画運用指針でも、人口密度の低下等が見込まれる地域の区域区分見直しの検討が示されており、都市計画法の手続きに沿って、適切に進めており、憲法上の違憲性はないと考えております。なお、「北九州市情報公開審査会」の指摘においては、区域区分見直しに係る記録の必要性について言及したものであり、区域区分見直しの取り組みそのものに憲法上の疑義が生じているという趣旨ではないと考えております。そのため、取組施策については、記述の削除は致しません。	3	③
37	公聴会	取組・施策に対する意見	区域区分の見直し	第7章 計画遂行に向けた取組の「新59 災害に強くコンパクトなまちづくり推進事業」の「逆線引き事業」について、「北九州市情報公開審査会」から憲法違反の疑義が出されている。また、当該事業は、都市計画審議会に一切報告されておらず、都市計画審議会で審議、評価されていないにもかかわらず、今回の改定素案の中に、記述している。削除すべき。		3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
38	市民意見募集	取組・施策に対する意見	門司港地域複合公共施設整備事業	公共施設は、市民や職員が安全・安心に利用できて、住民サービスの仕事が継続されることが大切。特に門司区役所は、災害発生時の応急対策や初期対応、災害復旧などの重要な役割を担う防災の要となる拠点施設であるから、被災のおそれのあるところでの建設を避けるべき。	門司港地域複合公共施設建設予定地において、高潮については、令和元年に福岡県が公表した高潮浸水想定で当地区が浸水区域に含まれることとなりました。一方、国の「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」によると、この浸水想定区域で官公施設を建設する場合には、「災害時にも機能継続が必要な室や設備機器等が浸水しないよう、想定される水位より高い位置にある階に配置すること」となっています。このため、本事業では当ガイドラインに則り、防災拠点としての機能を維持できるように、電気室やサーバー室等の重要な設備を上層階に設け、門司区の災害対策本部となる庁舎を想定される水位より高い2階以上に配置することとしており、高潮浸水リスクには対応できていると考えています。	3	③
39	市民意見募集	取組・施策に対する意見	門司港地域複合公共施設整備事業	県のハザードマップでの高潮浸水区域内に該当する敷地に公共施設である区役所等建設することに、防災上からみても疑問を感じないのか。このようなリスクのあるところで、この計画を本当に進めていいと考えているのか。 市は、都市計画審議会にて、区役所が複合施設に入った際に、「避難所に指定されるかは、現時点で決まっていない。また、代替えの避難所が指定されるかどうかについても、現時点では決まっていない」と答えている。こうした状況の中では、防災指針に反する計画ではないのか。	門司港地域複合公共施設建設予定地において、高潮については、令和元年に福岡県が公表した高潮浸水想定で当地区が浸水区域に含まれることとなりました。一方、国の「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」によると、この浸水想定区域で官公施設を建設する場合には、「災害時にも機能継続が必要な室や設備機器等が浸水しないよう、想定される水位より高い位置にある階に配置すること」となっています。このため、本事業では当ガイドラインに則り、防災拠点としての機能を維持できるように、電気室やサーバー室等の重要な設備を上層階に設け、門司区の災害対策本部となる庁舎を想定される水位より高い2階以上に配置することとしており、高潮浸水リスクには対応できていると考えています。	3	③
40	公聴会	取組・施策に対する意見	門司港地域複合公共施設整備事業	防災指針の中で、門司港地域では、リスク分析を踏まえた防災上の課題として、高潮浸水想定区域の高い浸水が想定されていると記載があり、取組施策の考え方では、人命の保護を最大限に図るとしている。 門司港複合公共施設計画について、県のハザードマップでの高潮浸水区域内に該当する敷地に公共施設である区役所等建設することに、防災上からみても疑問を感じないのか。このようなリスクのあるところで、この計画を本当に進めていいと考えているのか。 市は、区役所が複合施設に入った際に、「避難所に指定されるかは、現時点で決まっていない。また、代替えの避難所が指定されるかどうかについても、現時点では決まっていない」と答えている。こうした状況の中では、防災指針に反する計画ではないのか。	門司港地域複合公共施設建設予定地において、高潮については、令和元年に福岡県が公表した高潮浸水想定で当地区が浸水区域に含まれることとなりました。一方、国の「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」によると、この浸水想定区域で官公施設を建設する場合には、「災害時にも機能継続が必要な室や設備機器等が浸水しないよう、想定される水位より高い位置にある階に配置すること」となっています。このため、本事業では当ガイドラインに則り、防災拠点としての機能を維持できるように、電気室やサーバー室等の重要な設備を上層階に設け、門司区の災害対策本部となる庁舎を想定される水位より高い2階以上に配置することとしており、高潮浸水リスクには対応できていると考えています。 防災指針において、高潮などの水害ハザードは、ハード、ソフトの防災・減災対策により、災害リスクの低減を図ることで、水害ハザードを誘導区域から除外しないことを基本的な取組方針としています。本事業では、災害リスクをできる限り回避。低減させるため、基本設計や検証の中で防災機能を高めるための対策を講じており、防災指針の取組方針に沿ったものです。	3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
41	市民意見募集	取組・施策に対する意見	門司港地域複合公共施設整備事業	国土交通省の指針によれば「人命に著しい危険をおよぼす恐れのある区域内における、庁舎等、多人数を収容する公共建築物は、予想水面まで地上げをするか、又は床面を予想水面以上の高さにすること」とある。区役所は2階に計画されているが、図書館は1階に配置する計画であり、国交省の指針に、反するのではないのか。図書館は多人数を収容する公共建築物に当たらないのか。	ご指摘の国土交通省の指針による文言は、昭和34年に通知された「風水害による建築物の災害の防止」から抜粋したものかと思われませんが、これは建築基準法第39条に基づく災害危険区域(災害レッドゾーン)での措置を促す趣旨のものであり、建設予定地は当該区域に該当していません。	4	④
42	公聴会	取組・施策に対する意見	門司港地域複合公共施設整備事業	国土交通省の指針によれば「人命に著しい危険をおよぼす恐れのある区域内における、庁舎等、多人数を収容する公共建築物は、予想水面まで地上げをするか、又は床面を予想水面以上の高さにすること」とある。区役所は2階に計画されているが、図書館は1階に配置する計画であり、国交省の指針に、反するのではないのか。図書館は他人数を収容する公共建築物に当たらないのか。		4	④
43	市民意見募集	取組・施策に対する意見	門司港地域複合公共施設整備事業	門司港複合公共施設建設予定地は、福岡県のハザードマップで高潮浸水想定3m～5mの地域であり、地震による門司区の想定津波高は3mとされている。建設場所について、災害からのリスクを回避することへの検討がなされていないことに強い疑問を持っている。 北九州市都市計画審議会での議論が行われてきたが、門司港複合公共施設の立地計画そのものが適正であるかどうかについての審議は不十分だと思う。事業評価の手続きに不備があること強く指摘する。建設を行う前に見直しの検討を求める。	門司港地域複合公共施設建設予定地において、まず津波については、浸水想定区域ではありません。また高潮については、令和元年に福岡県が公表した高潮浸水想定で当地区が浸水区域に含まれることとなりました。一方、国の「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」によると、この浸水想定区域で官公施設を建設する場合には、「災害時にも機能継続が必要な室や設備機器等が浸水しないよう、想定される水位より高い位置にある階に配置すること」となっています。このため、本事業では当ガイドラインに則り、防災拠点としての機能を維持できるように、電気室やサーバー室等の重要な設備を上層階に設け、門司区の災害対策本部となる庁舎を想定される水位より高い2階以上に配置することとしており、高潮浸水リスクには対応できていると考えています。	3	③
44	公聴会	取組・施策に対する意見	門司港地域複合公共施設整備事業	門司港複合公共施設建設予定地は、福岡県のハザードマップで高潮浸水想定3m～5mの地域であり、地震による門司区の想定津波高は3mとされている。建設場所について、災害からのリスクを回避することへの検討がなされていないことに強い疑問を持っている。 北九州市都市計画審議会での議論が行われてきたが、門司港複合公共施設の立地計画そのものが適正であるかどうかについての審議は不十分だと思う。事業評価の手続きに不備があること強く指摘する。建設を行う前に見直しの検討を求める。		3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
45	市民意見募集	誘導区域の変更に対する意見	都市機能誘導区域 (門司港地区)	第88回都市計画審議会で、都市計画の専門の委員から「公共施設を集約することは賛成だが、公共施設の位置が決まったから、都市機能誘導区域を変更するというのは、街づくりの考え方としては健全でない。変更箇所は、都市機能誘導区域の定義、条件に該当するののか。」との発言があった。本来は、委員が発言したように、今回の改定素案の諮問委員会での議決を経て、都市機能誘導区域の変更を行い、門司港複合公共施設計画を実行すべきではないか。その手順に問題はないといえるのか。	都市機能誘導区域とは、医療・商業等の都市機能を拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの市民への効率的な提供を図る区域です。今回の編入箇所は、JR門司港駅に隣接しており、公共交通の利便性が高く、都市機能が充実したエリアに位置します。既存の都市機能誘導区域と一体的に土地利用し、誘導施設である区役所や図書館等の集積を図ることで、市民サービスの向上を図り、魅力あるまちづくりを推進するものです。また、門司港複合公共施設整備事業は、事業実施の判断について客観性と透明性の向上を図るため、公共事業評価をはじめパブリックコメント等の手続きを適切に実施しながら、事業を進めています。したがって、都市機能誘導区域の設定の考え方、事業の進め方に問題はないと考えています。	3	③
46	公聴会	誘導区域の変更に対する意見	都市機能誘導区域 (門司港地区)	門司港地区の「都市機能誘導区域の変更」について。第88回都市計画審議会で、都市計画の専門の委員から「公共施設を集約することは賛成だが、公共施設の位置が決まったから、都市機能誘導区域を変更するというのは、街づくりの考え方としては健全でない」との発言があった。本来は、委員が発言したように、今回の改定素案の諮問委員会での議決を経て、都市機能誘導区域の変更を行い、門司港複合公共施設計画の公共事業評価委員会にかけて、実行すべきではないか。その手順に問題はないといえるのか。		3	③
47	市民意見募集	防災指針に対する意見	対象とする災害ハザード情報の追加	防災指針について、水害ハザードエリアには「浸水被害防止区域」というものも公表されている。北九州市では、この区域の指定がないので、対象の災害ハザードには入れていないのか。今回の改定で、防災の考え方を整理するなら、この区域への考え方も明示すべきではないのか。	防災指針の対象とする災害については、北九州市国土強靱化地域計画、北九州市地域防災計画で想定する災害と都市計画運用指針(国土交通省)の考え方を踏まえ、法令に基づき災害ハザードの区域が公表されている災害ハザード情報を対象としています。本市での区域指定の有無に関わらず、本市の考え(居住誘導区域との関係性)を示すため、ご意見のとおり、「浸水被害防止区域」を追加致します。なお、「浸水被害防止区域」は、都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域に含めない区域とされていることから、本市においても、居住誘導区域内に含めないこととします。	3	②
48	市民意見募集	防災指針に対する意見	居住誘導区域の設 定 含 ま な い 誘 導 区 域 の 設 定	土砂災害に関し、「人命確保の観点から、各災害への対応を整理し」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」および「土砂災害特別警戒区域」を居住誘導区域から除外することには賛成する。なお、「がけ地近接等危険住宅移転事業」において、「がけ条例適用区域」内の既存不適格住宅等の移転促進をしていることから、同様に除外することを検討して欲しい。 また、洪水災害に関する家屋倒壊等氾濫想定区域、高潮災害に関する高潮浸水想定区域(想定最大規模)内で、一定の浸水深が想定される区域は、人命確保の観点、人命に関わる災害が発生する可能性が高いことから慎重に判断して欲しい。	ご賛同いただき、ありがとうございます。 なお、がけ条例にて建築が制限される範囲については、災害ハザード情報として区域の位置が公表されていないため、居住誘導区域から一律に除外することとしておりません。また、家屋倒壊等氾濫想定区域を含む水害ハザードについては、避難体制の整備等により、災害発生時の人的被害のリスクを減らすことが出来ると考えており、ハード・ソフトによる減災対策に取り組んでまいります。	1	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
49	市民意見募集	防災指針に対する意見	含まない居住誘導区域の設定	居住誘導区域の「含まない区域」の設定に、「市街化調整区域など」、「災害発生の恐れのある区域」及び「法令・条例により住宅の建築が制限されている区域」とする概念には賛同する。ただし、「災害発生の恐れのある区域」については、「人命確保の観点から、各災害への対応を整理」することから、慎重な対応が必要だと考える。また、「宅地造成工事規制区域」が「良好な居住環境が形成・保全された区域」と重複する場合に、居住誘導区域となることも慎重な検討が必要だと考える。	ご賛同いただき、ありがとうございます。 なお、北九州市では、宅地造成等規制法に基づいて、「宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地」を、宅地造成工事規制区域に指定しています。なお、「良好な居住環境が形成・保全された区域」とは、技術基準に適合し宅地を造成する土地区画整理事業や開発許可による開発等により整備された区域で、5ha以上の住宅系地区計画が定められた区域としております。	1	③
50	市民意見募集	防災指針に対する意見	含まない居住誘導区域の設定	「土砂災害警戒区域」を「居住誘導区域」から一括除外は乱暴である。令和5年7月28日現在で市内に1240箇所もある。国交省の「都市計画運用指針」に沿って、個別に判断すべきである。		3	③
51	公聴会	防災指針に対する意見	含まない居住誘導区域の設定	市内の土砂災害警戒区域を一律一括して、誘導区域から除外している。市内では、福岡県土砂災害警戒区域指定(令和5年7月28日現在)が、1240ヶ所もある。土砂災害警戒区域の状況も様々であり、居住誘導区域に含むか否かは、国土交通省の考え方である都市計画運用指針に沿って個別に慎重に判断すべきだ。	都市計画運用指針では、「土砂災害警戒区域」は、「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである」とされております。 これを踏まえ、北九州市では、居住誘導区域に災害ハザードを含む・含まないの判断は、自然災害が頻発・激甚化する中で、想定を超える災害に対し「人命を確保する」の観点から行い、土砂災害ハザードについては、災害の発生時期・箇所の予測が難しいこと、過去の災害において、甚大な被害が発生していることから、策定当初から引き続き「土砂災害警戒区域」は「居住誘導区域」に含まないこととしております。 【P164、P165】	3	③
52	市民意見募集	防災指針に対する意見	含まない居住誘導区域の設定	土砂災害警戒区域などは、技術的助言である都市計画運用指針で運用の方向性が示されているが居住誘導区域に含めるかどうかは自治体の判断であることが記述されている。 本市立地適正化計画では、土砂災害警戒区域について、どのように「総合的に勘案し」、何をもち「適当でない」と判断したのかを明確にする必要があり、「含めない」とした判断理由・根拠及び意思決定過程を明らかにする必要がある。		3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
53	公聴会	防災指針に対する意見	含まない誘導区域の設定	<p>土砂災害ハザードにおいて、土砂災害警戒区域の適切な分析もなく、一律に災害リスクが高い、災害発生への恐れがあるとして、居住誘導区域に含まないとしているのは大問題である。水害ハザードは含めるとしているため、この取り扱いの差は、土砂災害ハザード区域内の住民市民にとって、多大な不公平を生じさせている。土砂災害警戒区域も含めることを求める。</p> <p>また、国の都市計画運用指針では、土砂災害警戒区域を一律に含まないとしているわけではなく、各自治体の裁量で判断出来るようにしているが、本市がなぜ一律に含まないとするのか明確な記述はない。本市が主体性、自立性を持って検討判断した形跡がないため、北九州市自治基本条例に則して再考すべき。</p>	<p>都市計画運用指針では、「土砂災害警戒区域」は、「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである」とされています。</p>	3	③
54	市民意見募集	防災指針に対する意見	含まない誘導区域の設定	<p>各災害ハザードについて、居住誘導区域から「除外」及び居住誘導区域に「含む」判断基準がバラバラに見える。これでは各ハザードの住民に対し公正な判断をしているとは言えない。また、土砂災害警戒区域のハザード発生予測ができないならば、住民の利益を尊重する考えから、それを「含めない」理由とするのではなく「含める」理由とするべき。同一判断基準で判断をやり直すべきである。また、【災害ハザード情報に対する取組方針】も見直すべきである。</p>	<p>これを踏まえ、北九州市では、居住誘導区域に災害ハザードを含む・含まないの判断は、自然災害が頻発・激甚化する中で、想定を超える災害に対し「人命を確保する」の観点から行い、土砂災害ハザードについては、災害の発生時期・箇所の予測が難しいこと、過去の災害において、甚大な被害が発生していることから、策定当初から引き続き「土砂災害警戒区域」は「居住誘導区域」に含まないこととしております。 【P164、P165】</p>	3	③
55	市民意見募集	防災指針に対する意見	含まない誘導区域の設定	<p>居住誘導区域は各災害ハザード区域についてどのように定められ、又は除外されるのか、その具体的な決定方法や決定理由及び判断根拠が十分確認できる内容にして欲しい。改定素案を読む市民にとって特に十分な理解が求められる最重要事項だと思われる。これが十分理解できれば、今回の市民意見募集や公聴会を有意義なものにできるのではないかと特に関心を寄せている。</p>		3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
56	市民意見募集	防災指針に対する意見	防災施策の充実	「ハード施策では防ぎきれない想定最大規模については、『命を守る』ことを前提として、ソフト施策を中心に対応します。加えて、ハード施策は事業を完了までに時間を要することから、比較的短期間で事業が実施出来るソフト施策を効果的に実施していきます」との、ハードとソフト施策を連動させた防災・減災対策の取組には賛同する。 なお、防災指針の具体的な取り組みに掲載されているソフト施策の「実施時期の目標」を見ると、概ね20年以上となっている。ソフト施策は継続的な対応が重要であることは分かるが、P10-1計画の評価において「概ね5年を1サイクルとするPDCAサイクルを取り入れる」としていることから、実施時期が5年を超えるソフト施策については、概ね5年時点の(経過)目標を明示いただきたい。	ご賛同いただき、ありがとうございます。 なお、ソフト施策は、各年に渡り継続的に取り組むものであるため、実施時期の目標は長期(概ね20年程度)としています。各施策については、PDCAサイクルの中で取組実績や進捗を把握し、見直しを行っていきます。	1	③
57	市民意見募集	防災指針に対する意見	防災施策の充実	高齢者や大人より、子供への防災教育を進めることが誘導区域への移住のすすめにつながるのではないかと思います。教育する立場の人が、子供たちに「自分の家やおばあちゃんの家は危ない場所はないかな?」とハザードマップを見せて尋ねるだけで少しでも災害に対する意識が生まれると思う。そして、その子供たちが両親や親戚に伝えてあげると大人の意識も少し変わると思う。	市ではこれまでも「J-DIG:災害図上訓練」や「防災フェア」の実施など、関係部局と連携して、幼少期や若い世代への防災教育・啓発を進めてきたところです。今後も関係部局との連携を密に事業の展開を図り、子供たちの防災意識の向上に努めるとともに、親世代の啓発に繋がっていきたいです。 【P181、P182】	3	①
58	市民意見募集	防災指針に対する意見	防災施策の充実	取組施策の考え方として、「想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、被害をいかに小さくするかということを主眼に、ハード施策とともに、ソフト施策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進します。また、災害の対策については、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域であるかに関わらず取り組めます。」との考え方に賛同する。「情報発信」において、「災害への備え」となる情報の周知は極めて重要だと考えており、市民の避難・減災に資する情報発信の施策は、着実に実施をお願いしたい。なお、住家や生活再建のための、公助としての被災者生活再建支援制度や、自助としての災害に対する経済的な備えについても、情報発信をお願いする。	ご賛同いただき、ありがとうございます。 平時における情報発信は市としても極めて重要であると認識しており、市民が災害に備えるため、これまでも様々な媒体を活用した情報発信に取り組んできました。また、災害時にはテレビやラジオ、防災アプリなどを活用し情報発信の多重化にも努めているところです。さらに、市防災ホームページ「防災情報北九州」では、被災者向け専用ページ「防災こころネット」を整えており、被災者生活再建支援を含め、様々な支援情報を提供しています。今後も、災害時のみならず、平時から、市民に寄り添った適切な情報発信に取り組んでいきます。 【P181】	1	①

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
59	市民意見募集	防災指針に対する意見	防災施策の充実	区域区分見直しの市民説明会では、防災対策を求める意見がたくさん出されていた。こうした市民からの要望は市の施策に活かされたのか。		3	①
60	市民意見募集	防災指針に対する意見	防災施策の充実	区域区分の見直しの市民説明会が市内7区で280回、延べ6000人を超える参加者で行われてきた。見直し計画に対する反対の意見とともに、がけ地などの防災対策や安心・安全な地域にするための意見や要望がたくさん出された。市のホームページにもその内容が掲載されている。こうした市民からの具体的な要望が市の施策に生かされていないため、生かすべき。	災害の防災対策は、県や市などの関係者が、ハード・ソフトの様々な施策を進めております。ハード施策では、治水対策や下水道事業、斜面地の防災対策やがけ崩れ対策等に取り組んでおり、加えて、ソフト施策では、災害の恐れがある場合、安全かつ速やかに避難できるよう、本市のハザードマップにより危険箇所や避難場所を周知するなど、警戒避難体制の整備にも取り組んでいます。計画書では、防災指針【市内全体の取組施策とスケジュール】に具体的な取り組みを位置付けております。 【P176～P185】	3	①
61	公聴会	防災指針に対する意見	防災施策の充実	市民の声が生かされていない 区域区分の見直しの市民説明会が市内7区で280回、延べ6000人を超える参加者で行われてきた。見直し計画に対する反対の意見とともに、がけ地などの防災対策や安心・安全な地域にするための意見や要望がたくさん出された。市のホームページにもその内容が掲載されている。こうした市民からの具体的な要望が市の施策に生かされていないため、生かすべき。		3	①
62	市民意見募集	手続きに対する意見	市民説明会の実施	市民意見募集の前に、市民説明会を行うべき。	市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。本改定にあたっては、広く市民の皆様の意見を反映させるため、「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づく市民意見募集、「都市再生特別措置法」に基づく公聴会を実施しました。北九州市としては、制度化された手続きを適切に実施して、皆様のご意見を伺い、改定を行います。	2	③
63	市民意見募集	手続きに対する意見	市民説明会の実施	北九州市立地適正化計画の市民説明会をもっと旺盛に開くべき。		2	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
64	市民意見募集	手続きに対する意見	市民説明会の実施	先般の「区域区分見直し」については関係者に直接何回かにわたって説明がなされ、その結果市民の声が一定、行政に反映されたと思う。今回の「立地適正化計画」についても広く市民に語りかけ、住民の声を反映すべきと考える。したがって、全市民を対象とした説明会をきめ細かく計画的に実施することを求める。	市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。本改定にあたっては、広く市民の皆様意見を反映させるため、「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づく市民意見募集、「都市再生特別措置法」に基づく公聴会を実施しました。北九州市としては、制度化された手続きを適切に実施して、皆様のご意見を伺い、改定を行います。	2	③
65	市民意見募集	手続きに対する意見	市民説明会の実施	市民に意見を求めるならば、各自治区会や町内会ごとに改定素案でどのように変化したのか具体的に全市民に説明し、その後意見を求めるべき。		2	③
66	市民意見募集	手続きに対する意見	市民説明会の実施	十分な周知期間を設け市民に理解を得る努力をして欲しい《市民・地権者にとって居住地が居住誘導区域内か外かは、財産権等国民の権利に関する重大な社会条件の変更・決定であり、適正な意思決定を経て、住民への周知及び合意形成が十分に図られているかを市民・行政・議会の三者で確認する必要がある。》		2	③
67	市民意見募集	手続きに対する意見	市民説明会の実施	「立地適正化計画(改定素案)」についての市民説明会は行われていない。市民意見の募集は、説明を行ってから実施するべき。HPへの掲載や市民センターに資料(1部のみ)を置くだけで、市民が意見を出せるほど理解できるはずがない。まず、市民(住民)への説明を強く求める。		2	③
68	市民意見募集	手続きに対する意見	市民説明会の実施	今回なぜ、市民に丁寧に時間をかけ説明しないのか。これからでも市民説明会を開催する予定はないのか。		2	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
69	市民意見募集	手続きに対する意見	へ都市 報告計画 ・審議会	今回の改定素案は、都市計画法に反していると思われる部分もあるため、広く市民の意見を聞く場を設け、慎重に審議をして頂きたい。	市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。 本改定にあたっては、広く市民の皆様意見を反映させるため、「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づく市民意見募集、「都市再生特別措置法」に基づく公聴会を実施しました。北九州市としては、制度化された手続きを適切に実施して、皆様のご意見を伺い、改定を行います。	2	③
70	公聴会	手続きに対する意見	へ都市 報告計画 ・審議会	今回の改定素案は、都市計画法に反していると思われる部分もあるため、広く市民の意見を聞く場を設け、慎重に審議をして頂きたい。		2	③
71	市民意見募集	手続きに対する意見	市民説明会の実施	改定素案と概要版を読んだだけでは理解出来ない。平成28年の「北九州市立地適正化計画(たたき台)」の場合には、2月9日から2月19日まで市民説明会を実施している。今回も各区で市民説明会を実施して欲しい。市民説明会を1回も開かないで市民意見公募と公聴会を実施しても、市民は熟考満足した意見を出すことは不可能。市民説明会を実施した後に市民意見公募と公聴会をやり直すべき。市民説明会をしないで行われる市民意見公募と公聴会は「北九州市自治基本条例」違反。市は、「逆線引き事業」の失政の「反省と教訓」から、「今後、市民に懇切、丁寧に説明する」と議会でも何度も答弁しているが、今回は一回の市民説明会も実施していない。		2	③
72	公聴会	手続きに対する意見	市民説明会の実施	市民説明会を実施しない市民意見公募及び公聴会は、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を定める都市再生特別措置法第81条第22項及び24項違反もしくは脱法行為であり、市民の意思を適切に反映させた市政の実現を目的とする北九州市自治基本条例に違法脱法している。単なる市のアドバイスでしかない。 これまでの区域区分の見直しにあたっては、当局は、市内7区で約280回の延べ6000人に対して、住民説明会を実施しているのに、今回は実施していない。		2	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
73	公聴会	手続きに対する意見	市民説明会の実施	基本認識として、市民は北九州市立地適正化計画改定素案の内容が理解できていないと考えている。市は理解促進の努力をしていない。説明会など、十分な期間をとって、十分に市民に理解されるように、説明責任を果たすことを強く求める。		2	③
74	公聴会	手続きに対する意見	市民説明会の実施	市民意見公募及び公聴会の前に、250ページを超える法的専門的資料についての市民説明会が一切実施されていない。市民は、意見の前提となる知識がないまま考えるしかなく、熟慮満足した意見を出すことは不可能である。	市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。本改定にあたっては、広く市民の皆様意見を反映させるため、「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づく市民意見募集、「都市再生特別措置法」に基づく公聴会を実施しました。北九州市としては、制度化された手続きを適切に実施して、皆様のご意見を伺い、改定を行います。	2	③
75	市民意見募集	手続きに対する意見	意見募集と公述申出の期間	改定素案のボリュームが大量なのに、意見募集と公述申出の期間が短い。		2	③
76	市民意見募集	手続きに対する意見	意見募集と公述申出の期間	市民からの意見の聴取のあり方について 北九州市立地適正化計画素案は、250ページを超える法的専門的資料となっている。記載方法も現行と改正との比較が示されていないため、「前と比べて何が変わったの、何処が良くなったの」など、一般市民にとって理解するのが非常に難しいものとなっている。また、閲覧期間は(31日)、意見書提出期間(31日)、公聴会の申込期間(15日)となっているが、あまりにも短すぎる。 北九州市は、市街化区域を市街化調整区域に変更する逆線引きの教訓と反省から、「今後、市民に対して懇切・丁寧な説明を行なう」と北九州市議会で何度も答えている。市民にとって大事な内容が含まれているので、市民への説明を行うべき。	市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。意見募集と公述申出の期間は「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」及び「北九州市都市計画手続における公聴会開催要領」を基に、募集期間(1か月)、公述申出期間(2週間)と致しました。市としては、制度化された手続きを適切に実施し、広く市民の意見を聞くこととしています。	2	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
77	公聴会	手続きに対する意見	意見募集と公述申出の手続きの期間	<p>市民からの意見の聴取のあり方について 北九州市立地適正化計画素案は、250ページを超える法的専門的資料となっている。記載方法も現行と改正との比較が示されていないため、「前と比べて何が変わったの、何処が良くなったの」など、一般市民にとって理解するのが非常に難しいものとなっている。また、閲覧期間は(31日)、意見書提出期間(31日)、公聴会の申込期間(15日)となっているが、あまりにも短すぎる。</p> <p>北九州市は、市街化区域を市街化調整区域に変更する逆線引きの教訓と反省から、「今後、市民に対して懇切・丁寧な説明を行なう」と北九州市議会でも何度も答えている。市民にとって大事な内容が含まれているので、市民への説明を行うべき。</p>	<p>市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。意見募集と公述申出の期間は「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」及び「北九州市都市計画手続における公聴会開催要領」を基に、募集期間(1か月)、公述申出期間(2週間)と致しました。市としては、制度化された手続きを適切に実施し、広く市民の意見を聞くこととしています。</p>	2	③
78	公聴会	手続きに対する意見	市民説明会の実施	<p>市民意見公募と公聴会公述申し出の期間が短い。市は逆線引き事業の教訓と反省から、今後市民に対して丁寧な説明をすると議会で何度も答弁している。防災集団移転促進事業について、都市計画審議会の審議にかけない、市民に情報提供しない、市民説明会を一貫も開かないでは、市民はどんな意見が出せるのか。市民は前提となる知識がないまま考えるしかなく、熟慮満足した意見を出すことは不可能である。都市再生特別法や北九州市自治基本条例に基づき、市民意見公募と公聴会をやり直すべき。</p>	<p>市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。本改定にあたっては、広く市民の皆様のご意見を反映させるため、「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づくパブリックコメント、「都市再生特別措置法」に基づく公聴会を実施しました。市としては、所定の手続きを通して、皆様のご意見を伺い、改定案を作成すると共に、その内容について、都市計画審議会で審議頂く予定です。</p>	2	③
79	市民意見募集	手続きに対する意見	都市計画報告・審議会	<p>本来まちづくりは、市民一人ひとりが、それぞれの立場から「自分ごと」としてとらえ参加できるものとして事業を進めるべき。多くの市民が、今回の改定素案の内容をよく知らないまま、議決することに大きな危惧を抱かざる負えない、今一度、市民に今回の改定素案について、丁寧に説明する場を設けて、多くの市民の意見を聴き、同意を得た上で、都市計画審議会においては、すぐに議決するのではなく、是非、慎重な審議をお願いしたい。</p>	<p>市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。本改定にあたっては、広く市民の皆様のご意見を反映させるため、「北九州市基本的な計画等に対する市民意見の提出手続に関する要綱」に基づくパブリックコメント、「都市再生特別措置法」に基づく公聴会を実施しました。市としては、所定の手続きを通して、皆様のご意見を伺い、改定案を作成すると共に、その内容について、都市計画審議会で審議頂く予定です。</p>	2	③
80	公聴会	手続きに対する意見	都市計画報告・審議会	<p>本来まちづくりは、市民一人ひとりが、それぞれの立場から「自分ごと」としてとらえ参加できるものとして事業を進めるべきもの。多くの市民が、今回の改定素案の内容をよく知らないまま、議決することに大きな危惧を抱かざる負えない、今一度、市民に今回の改定素案について、丁寧に説明する場を設けて、多くの市民の意見を聴き、同意を得た上で、都市計画審議会においては、すぐに議決するのではなく、市民の意見を分析し、議論し、時間をかけた上で、是非、慎重な審議をお願いしたい。</p>	<p>市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。今回の市民意見募集及び公聴会の結果については、北九州市都市計画審議会へ報告致します。また、審議にあたっては、意見を要約した概要を配布致します。</p>	2	③
81	市民意見募集	手続きに対する意見	都市計画報告・審議会	<p>都市計画審議会の議決が、公聴会、パブコメ後にあるというふうに関心しているが、審議会委員の方々に、意見内容の全てを配布して頂きたい。</p>	<p>市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。今回の市民意見募集及び公聴会の結果については、北九州市都市計画審議会へ報告致します。また、審議にあたっては、意見を要約した概要を配布致します。</p>	2	③
82	公聴会	手続きに対する意見	都市計画報告・審議会	<p>この改定素案に基づく、都市計画審議会の議決が、公聴会、パブコメ後に、あるというふうに関心しているが、審議会委員の方々に、意見内容の全てを配布して頂きたい。</p>	<p>市民の皆様のご理解を得ることや意見の反映については、大変重要であると考えています。今回の市民意見募集及び公聴会の結果については、北九州市都市計画審議会へ報告致します。また、審議にあたっては、意見を要約した概要を配布致します。</p>	2	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
83	市民意見募集	手続きに対する意見	へ都市計画報告・審議会	北九州市都市計画審議会で何時間審議されたのか。 「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省都市計画課)に沿って、十分に審議されるべき。北九州市都市計画審議会に当該手引きが資料提供されていないまま、審議されている。	令和4年度から北九州市都市計画審議会にて、計画の改定内容を諮問し、議論を重ねて参りました。審議会に「立地適正化計画作成の手引き」の資料提供は行っておりませんが、当該手引きに沿って、計画の改定素案の作成を行い、その内容について審議して頂いております。	2	③
84	公聴会	手続きに対する意見	へ都市計画報告・審議会	都市計画審議会委員に審議会資料として、立地適正化計画作成の手引き(国土交通省都市計画局都市計画課)が提供されていない。当該手引きに沿って、十分審議が尽くされるべき。		2	③
85	市民意見募集	その他	表記修正	P103、P186の将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成の数値目標で令和22年の市全体人口が78万人となっているが、P12の人口推計は80.7万人となっており数値が整合していない。	P12の人口推計80.7万人は、平成30年時点の人口推計を示し、P103、P186の数値目標の人口推計78万人は、平成25年時点の人口推計を示しています。 なお、P103、P186の数値目標は、目標設定時点におけるトレンド値(108人/ha、78万人)に対し、目指すべき数値目標を設定しており、令和22年(2040年)の人口推計は、目標設定当初の推計値を記載しています。	3	③
86	市民意見募集	その他	表記修正	立適計画改定素案は、個別の記事の寄せ集め感が強く通読自体がかなり困難である。市民が少しの努力で通読し理解ができる計画書にする努力が強く求められる。改定素案は、市民に向け内容を問う意見を求める公開公文書であるが、印刷校正レベルの不具合が多々残っている。	頂いたご意見を参考に、計画内容の適宜、修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
87	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 各扉ページに「○章 大項目名」と記載:「章」立て構成なら目次から「○章 大項目名」と記載が必要	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
88	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 項目番号とページ番号の表記:項目番号(2-3)とページ番号(2-3)などが同じ表記だと混乱を招く。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
89	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 資料編 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の変更(令和5年度):ページ番号を入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
90	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 資料編「立地適正化計画」及び「地域公共交通網形成計画」による効果:ページ番号を入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
91	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 資料編 北九州市立地適正化計画策定の経緯(平成28年9月策定時):ページ番号を入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
92	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 資料編 コンパクトなまちづくりに関する市民の意識(平成27年6-7月):ページ番号を入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
93	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 資料編 各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握(平成28年9月策定時):ページ番号を入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
94	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 資料編 各種届出様式:ページ番号を入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
95	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 資料編 用語の解説:ページ番号を入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
96	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 資料編 用語の解説<防災関連>:ページ番号を入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②
97	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 新たに関係法令(抄)の項目追加:本文中の法令引用に対応するため。	関係法令は公表されているため、資料編に掲載はしていません。	3	③
98	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 挿入図”コンパクトザウルス”:本文での解説前に出すべきではない。コンセプトにも関連する。	コンパクトなまちづくりを市民の皆様に分かりやすくイメージしていただくため、注釈を記載し、コンパクトザウルスを記載しています。	3	③
99	市民意見募集	その他	表記修正	【目次】 ページ番号の振り方を変更すべき:目次項目の章立て番号表記とページ番号(章番号+連続番号)表記が酷似。ページ番号は全体を通番とするべき。ページ番号は印刷物内の整合性だけでなく、配布に用いる電子ファイル(PDF)版についても配慮が必要。PDF閲覧時は連番のサムネール番号がページ検索の目安になるため連番が都合良い。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。	3	②

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
100	市民意見募集	その他	表記修正	【第1章】P1 冒頭、項目名について「策定」は誤用：「1 計画作成の趣旨」に修正する。都市再生特別措置法において立地適正化計画の規定では「策定」ではなく、「作成」と規定されている。	立地適正化計画は、都市再生特別措置法の規定では、「作成することができる」となっておりますが、方針や施策を決めるとの意味をわかりやすく伝えるため、「策定」という表現を使用しています。【P1】	3	③
101	市民意見募集	その他	表記修正	【第1章】P1 冒頭項目「1 計画策定の趣旨」の内容は、本市の状況、国の動向、制度の説明及び今回改定の目的などを一本化したものになっている。重要な冒頭項目だが、様々な趣旨・意図が混在し、分かりづらい。	要点を簡潔に記載しております。 頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。 【P1】	3	③
102	市民意見募集	その他	表記修正	【第1章】P1 略称「立地適正化計画」について：都市再生特措法第81条第1項に規定した正式名称の略称であることを明記する	「立地適正化計画」は、都市再生特別措置法に基づくものであることを記載しています。 【P1】	3	③
103	市民意見募集	その他	表記修正	【第1章】P1 3 段落目：「北九州市都市計画マスタープランの一部とみなされる」との記述することで、本書の内容に齟齬が生じないか確認を要する。都市再生特措法第82条では、一部とみなされるのは、第81条第2項第1号の「基本的な方針」のみであり、同条同項第2項「居住誘導区域」や第3項「都市機能誘導区域」を含むとは規定されていない。北九州市立地適正化計画の基本的な方針だけは北九州市都市計画マスタープランの一部に位置付けられているが、「居住誘導区域」や「都市機能増進区域」などは一部とは位置付けられていない。	都市計画マスタープランと立地適正化計画はそれぞれ独立したものではありませんが、立地適正化計画はマスタープランとしての性格を持つものであることから、立地適正化計画の一部(81条第2項第1号の「立地の適正化に関する基本的な方針」)については、市町村マスタープランと見なされるものとなっています。また、国の説明では、立地適正化計画は、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版とされ、また、立地適正化計画作成の手引き(国交省)によると、立地適正化計画を既存の都市計画マスタープランに追加して一体のものとすることも可能とされています。	3	③
104	市民意見募集	その他	表記修正	【第1章】P1 4 段落目：「を策定しました。」特措法の規定では「策定」ではなく、「作成」となる。	立地適正化計画は、都市再生特別措置法の規定では、「作成することができる」となっておりますが、方針や施策を決めるとの意味をわかりやすく伝えるため、「策定」という表現を使用しています。【P1】	3	③
105	市民意見募集	その他	表記修正	【第1章】P1 頁終わりから2 段落目：一文に「立地適正化計画に」が2 度重複している。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P1】	3	②
106	市民意見募集	その他	表記修正	【第1章】P1 最後の段落：「今回の定期見直し」いきなり「定期見直し」では違和感があるため、初出用語は説明を要する。	当該箇所の上記に、本計画は「PDCAサイクルを取り入れ、施策・事業の見直しを行うこととしています。」と記載しています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。 【P1】	3	③
107	市民意見募集	その他	表記修正	【第1章】P2 「図(表)+タイトル」表記方法について(次頁以降の図及び表についても同様)：ただ「図(表)」とある→「図(表)+番号」を振る。	ページ番号にて図表を特定することが出来ることから、図表の通し番号の振付けは行っていません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。 【P2】	3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
108	公聴会	その他	表記修正	【第2章】P3 基本構想・基本計画を頂点とする体系図について、都市マスの中に立地適正化計画、立地適正化計画の中に防災指針が含まれるように描写されているが、立地適正化計画は、都市マスの一部ではあるものの、含まれるものは、基本的な方針のみであり、居住誘導区域や都市機能誘導区域の考えは含まれない。また、防災指針も都市マスには含まれないため、図の描写は間違っている。計画概念の中核となる図で、すべての判断に関係するものであるため、差し替えるべき。	都市計画マスタープランと立地適正化計画はそれぞれ独立したものではありませんが、立地適正化計画はマスタープランとしての性格を持つものであることから、立地適正化計画の一部(81条第2項第1号の「立地の適正化に関する基本的な方針」)については、市町村マスタープランと見なされるものとなっています。また、国の説明では、立地適正化計画は、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版とされ、また、立地適正化計画作成の手引き(国交省)によると、立地適正化計画を既存の都市計画マスタープランに追加して一体のものとする事も可能とされています。	3	③
109	市民意見募集	その他	表記修正	【第2章】P3 図中の【防災指針】:【防災指針】は都市マスの一部ではない。北九州市立地適正化計画でさえ本図の書き方では誤解を生じる可能性あり。		3	③
110	公聴会	その他	表記修正	【第2章】P3 立地適正化計画の改正に関して、北九州市自治基本条例に即した実行を求める。自治基本条例の解説では、「市の長期的なまちづくりのビジョンである基本構想やこれに基づき市の行政全般に係る政策に関して定める基本計画等の計画の策定に、策定或いはこれらの計画に基づく施策や事業の実施さらに法令や条例規則等を執行する際には、同様にこの条例の趣旨を尊重し、整合性の確保を図る」とされている。改定素案P3の体系図の最上位には、自治基本条例が描かれるべき。	立地適正化計画は、自治基本条例の趣旨を尊重して策定しています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。	3	③
111	市民意見募集	その他	表記修正	【第2章】P3 図中の「→」:矢印の意味を示す。例:「即する」など	市民の方に分かりやすく伝える表現にしております。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P3】	3	③
112	市民意見募集	その他	表記修正	【第2章】P4 目標年次:「令和22年(2040)」年次表記になっていない。「令和22年度(2040年度)」	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P4】	3	②
113	市民意見募集	その他	表記修正	【第2章】P4 都市計画運用指針(抜粋):第8版&内容素案作成時、直近版を使用(現時点で最新は令和5年7月版)	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P4】	3	②
114	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P5 (2)成り立ち:各市が「独立した行政機能を持つ」ことは当然であるため、表記を削除又は修正。	分かりやすく伝えるため記載しております。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P5】	3	③
115	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P5 (2)成り立ち:「規模の都市で構成された5市」を「規模の5市」に修正	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P5】	3	②

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
116	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P5 (2)成り立ち:「(1963)、10～30万」単位等漏れ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P5】	3	②
117	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P5 図 本市の成り立ち:右図を削除し、左図に「人口103.2万人」を記入	左図は合併前の各市の人口を、右図は合併後に北九州市となった人口を示しています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P5】	3	③
118	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P9(2)② 表中の⑥⑦⑧⑨の内容が地図の位置と誤っている。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P9】	3	②
119	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P11 本頁、冒頭網掛け○項目、第2番目:「策定」の表記2箇所。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第3条第2項第2号で「作成」と規定。:「「地域公共交通計画」の策定が新たに制度化されました。」としているが、「新たに」としている以上、前制度の「北九州市公共交通網形成計画」の後継計画にあたることに触れる必要がある。	方針や施策を決めるとの意味をわかりやすく伝えるため、「策定」という表現を使用しています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P11】	3	③
120	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P11 本頁、下半分の図版:「図+番号+タイトル」漏れ。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P11】	3	②
121	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P12 人口:各年の数値基準日記載漏れ、出典に記載済みと言うのは不親切	長期的な推移を示しておりますので、基準日は記載していません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P12】	3	③
122	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P12 図 北九州市の人口推移、表 年齢別比率:和暦の略号及び年省略、西暦の「年」が省略されている。	市民の方に分かりやすく伝える表現にしております。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P12】	3	③
123	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P12 図 北九州市の人口推移:「出典」未記載「出典」もれ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P12】	3	②
124	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P12 表 年齢別比率:表頭「2030」「2040」に推計値表記がない	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P12】	3	②
125	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P12 表 年齢別比率:出典:国立社保・人間研日本の地域別将来推計の利用した推計年が未記載	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P12】	3	②

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
126	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P12 表 年齢別比率:「出典:H27」は「出典:H22」	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P12】	3	②
127	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P12 表 年齢別比率:「出典:(R3)」紛らわしいため削除	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P12】	3	②
128	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P13 図 自然動態と社会動態の推移:令和2 年が記載漏れ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P13】	3	②
129	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P13 図 自然動態と社会動態の推移::目盛の元号年が二種表示「昭和/S」「平成/H」	市民の方に分かりやすく伝える表現にしております。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P13】	3	③
130	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P13 図 出生率・出生数の推移:出典:厚生労働省の前に「全国は」が漏れ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P13】	3	②
131	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P13 図 出生率・出生数の推移:「図 自然動態と社会動態の推移」のスタイルと合わせるべき	二つのグラフの記載内容が異なるため、グラフのスタイルは合わせておりません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P13】	3	③
132	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P14 図 人口変化率:「出典」もれ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P14】	3	②
133	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P14 図 令和22 年の高齢化率:「出典」もれ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P14】	3	②
134	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P18 図 令和22 年人口分布「出典」もれ。	数値の基となる令和22年の将来人口推計については、令和2年国勢調査結果を基に、算出した数値であり、引用した数値ではないため、出典は記載しておりません。【P18】	3	③
135	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P19 図 令和22 年人口密度分布:「出典」もれ	数値の基となる令和22年の将来人口推計については、令和2年国勢調査結果を基に、算出した数値であり、引用した数値ではないため、出典は記載しておりません。【P19】	3	③
136	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P20 図 令和22 年高齢者人口密度:「出典」もれ	数値の基となる令和22年の将来人口推計については、令和2年国勢調査結果を基に、算出した数値であり、引用した数値ではないため、出典は記載しておりません。【P20】	3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
137	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P21 図 令和22 年高齢化率:「出典」もれ	数値の基となる令和22年の将来人口推計については、令和2年国勢調査結果を基に、算出した数値であり、引用した数値ではないため、出典は記載していません。【P21】	3	③
138	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】 P22 図 令和22 年年少人口密度「出典」もれ	数値の基となる令和22年の将来人口推計については、令和2年国勢調査結果を基に、算出した数値であり、引用した数値ではないため、出典は記載していません。【P22】	3	③
139	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】 P28 図 生活利便施設の集積性(100 メッシュ)「出典」もれ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P28】	3	②
140	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】 P30 図 住宅総数と空き家総数の推移 R12 推計値の算出方法や出典が分からない	本ページの住宅総数と空き家総数の推移のR12推計値については、具体的な推計ではなく、予想される今後の空き家数の動向を記載しております。頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P30】	3	②
141	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P33 図 北九州市における公共交通カバー地域と空白地域:出典:北九州市「地域公共交通計画」の作成年次漏れ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P33】	3	②
142	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P36 図 教育施設の空間分布:出典に時点の記載漏れ	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P36】	3	②
143	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】 P39 図 区域別の地価の推移 図の横軸目盛:横軸目盛と注書き内の元号表記の不一致を正す	市民の方に分かりやすく伝える表現にしております。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P39】	3	③
144	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P39 図 区域別の地価の推移 図の縦軸「変化率」と注書き内の「変動率」、表記が異なる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P39】	3	②
145	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P39 図 固定資産税路線価等の実態:「出典:R3...」他の図・表の出典表記と揃える	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P39】	3	②
146	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P40 上段及び下段の図の出典表示:上段は記載漏れ、下段は「北九州市予算・決算資料」の名称は正式資料名を記載する。さらに、グラフ中に(予算)と記載があるが、決算はどこに出ているのか。	頂いたご意見を参考に、出典資料の名称を修正します。グラフの数値は、令和3年度までは決算、令和4年度は予算です。【P40】	3	②

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
147	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P40 本頁全体:年表示を勝手にローマ字略字(R)表記 【第3章】P41 本頁全体:年表示を勝手にローマ字略字(R)表記。当該素案 全体として年略称の扱いが雑過ぎる。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P40、P41】	3	②
148	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P42 図 公共施設の築年別の状況:出典:北九州市「公共施設白書」(令和2年)は、正式名称である「北九州市公共施設白書」(令和2年度)を使用すべき。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P42】	3	②
149	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P42 図 公共施設の保有施設状況(政令市比較):図ではなく表	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P42】	3	②
150	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P42 図 公共施設の保有施設状況(施設分類別 延べ床面積:図ではなく表	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P42】	3	②
151	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P43 「2.取組みの視点」の項目記号(1)~(4)の表記。引用元はア~エの表記。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P43】	3	②
152	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P43 「2.取組みの視点(3)資産の有効活用」「・」「,」位置、記入順を変更すべき	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P43】	3	②
153	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P43 「2.取組みの視点(4)施設整備に関するルール」説明事項がない。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P43】	3	②
154	市民意見募集	その他	表記修正	【第3章】P43 <北九州市公共施設マネジメント実行計画>(平成28年2月)の表記。引用元は表紙タイトルに見直し記載がある(平成28年2月、令和4年3月一部見直し)	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P43】	3	②
155	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P49 図版「(再掲)」については、元図のページなどを添えることも検討すべき(他ページも同様)	図版「(再掲)」箇所については、元図のページなどを添えることはしていません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。 【P49】	3	③
156	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P51 「本市における都市構造の課題と対応」の「【都市の現状等と懸案事項】【都市の課題と対応】:「図(表)」+番号+タイトル」がない。	本文中の内容を分かりやすく記載したもので、「図(表)」+番号+タイトルは記載しておりません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。 【P51】	3	③
157	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P54 イメージ図について:「図 番号」、タイトルなし	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P54】	3	②

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
158	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P59 都市空間形成の方向性(目指すべき都市像)「4-4 で整理した」: 4-4の記述ページ番号を追記。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご 意見ありがとうございます。 【P59】	3	②
159	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P59 四角囲み部分(上位計画で位置づけられた拠点)に ついて:「表」+番号+タイトルなし。	本文中の内容を分かりやすく記載したもので、「表」 +番号+タイトルは記載していません。頂いたご 意見は今後の参考とさせていただきます。 【P59】	3	③
160	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P60 最後の段落中:「資料編P11~P27」のページが違 う。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご 意見ありがとうございます。 【P60】	3	②
161	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P60 下段、破線枠囲み:「表」+タイトルなし。	記載内容は図表ではないため、「図(表)」+番号+タ イトルは記載していません。頂いたご意見は今後 の参考とさせていただきます。 【P60】	3	③
162	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P60 下段、破線枠囲み「P86」:修正漏れ、H28 計画時 の表記のまま	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご 意見ありがとうございます。 【P60】	3	②
163	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P61 中段、ページ番号:「P82」:修正漏れ、H28 計画時 の表記のまま	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご 意見ありがとうございます。 【P61】	3	②
164	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P61 下段、枠囲み:「表」+番号+タイトルなし	本文中の内容を分かりやすく記載したもので、「表」 +番号+タイトルは記載していません。頂いたご 意見は今後の参考とさせていただきます。 【P61】	3	③
165	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P62 第1 段落「P 83」:修正漏れ、H28 計画時の表記 のまま	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご 意見ありがとうございます。 【P62】	3	②
166	市民意見募集	その他	表記修正	【第4章】P62 (4)将来都市構造の本文中「いわば「コンパクトザウ ルス」型の都市構造」との記述及び使用イラストにつ いて:本改定素案の目次ページをはじめ、マスコット 名称やイラストが前触れもなく出てきているが、本文 中では「コンパクトザウルス」の名称及び図案(説明 文を含むイラスト)について何の説明もない。当該名 称及び図案が単なる隙間埋めの図案ではなく、当該 計画画の一部として意味あるものとして使用するな らば既にどこか本文中で正式に規定すべき。 4-14 イラスト部分:「図」+番号+タイトルなし	本編第4章4-5(4)において、コンパクトザウルスの 正式な解説を行っています。イラスト部分の「図 (表)」+番号+タイトルについては、頂いたご意見 を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがと うございます。 【P62】	3	②

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
167	市民意見募集	その他	表記修正	【第5章】P68 第1段落 項目番号「4-5」:掲載ページを追加	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P68】	3	②
168	市民意見募集	その他	表記修正	【第5章】P68 中段、枠囲み部分:「表」+番号+タイトル」を入れる	本文中の内容を分かりやすく記載したもので、「表」+番号+タイトル」は記載しておりません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。 【P68】	3	③
169	市民意見募集	その他	表記修正	【第5章】P70 頁全体が図表示:「図」+番号+都市機能誘導区域(12地区)」を入れる。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P70】	3	②
170	市民意見募集	その他	表記修正	【第5章】P71~P82 タイトル「図」+番号+都市機能誘導区域(12地区)」入れる	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P71~P82】	3	②
171	市民意見募集	その他	表記修正	【第5章】P71 左肩、地区名:小倉を小倉都心に修正	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P71】	3	②
172	市民意見募集	その他	表記修正	【第5章】P72 左肩、地区名:黒崎を黒崎副都心に修正	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P72】	3	②
173	市民意見募集	その他	表記修正	【第5章】P83 「拠点名、誘導施設」表「表」+番号+タイトル」入れる	本文中の内容を分かりやすく記載したもので、「表」+番号+タイトル」は記載しておりません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。 【P83】	3	③
174	市民意見募集	その他	表記修正	【第6章】P86 STEP2:居住誘導区域に「含まれない区域」の設定:「土砂災害警戒区域など災害発生の恐れがある区域」等について「居住誘導区域に「含まない区域」とします。」1)「恐れ」は「おそれ」に修正する。都市計画運用指針では「おそれ」で統一されている。2)「含まない区域」と決定した理由及び根拠を記載すべき。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P86】	3	②
175	市民意見募集	その他	表記修正	【第6章】P86 ②災害発生の恐れのある区域「P 115」:修正漏れ、H28 計画時の表記のまま	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P86】	3	②

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
176	市民意見募集	その他	表記修正	【第6章】P87 「表 都市計画運用指針と北九州市の設定の考え方の比較」の内、「該当する区域及び北九州市の設定の考え方」欄の記載内容:1)立地適正化計画平成28年9月で標記のあった浸水想定区域の「含める理由」を削除した理由は何か、考え方を変更した目的は何か。2)「※」について、誘導区域等における災害リスクの考え方を「第8章～防災指針に関する事項～」にて詳細に整理します。」:記載ページ等を明記する。	「第8章:防災指針に関する事項」にて誘導区域等における災害リスクの考え方を詳細に整理しているため、第6章6-4から記載を削除しております。災害リスクの考え方は、章項目全体で整理を行っているため、ページ数の記載はしていません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P87】	3	③
177	市民意見募集	その他	表記修正	【第6章】P88 「STEP2:居住誘導区域に「含まない区域」を設定」:「恐れ」は「おそれ」に修正する。都市計画運用指針では「おそれ」で統一されている。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P88】	3	②
178	市民意見募集	その他	表記修正	【第6章】P93 「3)良好な居住環境が形成・保全される区域の区域線」本ページ中、表3 箇所:「表」+番号+タイトル」を入れる。P93以降についても同様。	本文中の内容を分かりやすく記載したもので、「表」+番号+タイトル」は記載していません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P93】	3	③
179	市民意見募集	その他	表記修正	【第7章】P97 「(1)居住や都市機能誘導の基本的な考え方」の文中「200万都市圏」:脚注などで説明する	200万都市圏は、100万人規模の人口を有する本市を核に、約200万人の圏域人口から構成される北九州都市圏を指しています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【P97】	3	③
180	市民意見募集	その他	表記修正	【第7章】P123 「7-9 届出制度の運用 (1)都市機能誘導区域外における誘導施設の立地」誘導施設(5-3(3)参照):掲載ページを追加	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P123】	3	②
181	市民意見募集	その他	表記修正	【第8章】P149～P161 市内13エリアにおいて、主要な想定災害による地域ごとの防災上の課題を整理しているが、表で示している一時避難地、予定避難所の「浸水対応施設」が、どの災害に対応している施設なのか分かりづらい。高潮や洪水など具体的に書いて欲しい。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P149～P161】	3	②
182	市民意見募集	その他	表記修正	【第8章】P132 「8-2 各災害に関する基本的な考え方 (1)土砂災害」:「本市では、これまでに多くの土砂災害が多く発生しており、「多く」が重複2番目を削除	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。【P132】	3	②
183	市民意見募集	その他	表記修正	【第8章】P134 【土砂・洪水・高潮・津波の災害リスク分析】中、分類「土砂」の「備考」欄が空欄:各ハザードの災害リスク分析(ミクロ)が出来ていなければ居住誘導区域に含む、含まないの公正な判断ができない。早急に再検討を要する。	備考欄には、各ハザード情報で公表されている災害の規模を記載しています。土砂災害ハザードは、地形要件等より区域が指定されているため、空欄としています。また、災害リスクの分析は、第8章8-3以降に記載しております。【P134】	3	③

番号	提出方法	分類	項目	市民意見の概要	本市の考え方	意見内容	反映結果
184	市民意見募集	その他	表記修正	【第10章】P188 評価方法「図 施策の評価・検証サイクル」:現在の表記では、サイクルが継続していないように見える。 ※ ACTION&PLAN を追加する	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【P188】	3	②
185	市民意見募集	その他	表記修正	【資料編】資料-5 タイトル「●「立地適正化計画」及び「地域公共交通網形成計画」による効果」上と左;「地域公共交通網形成計画」現在の計画を正式名称で記入する(「立地適正化計画」も「北九州市立地適正化計画」に修正する)。内容も現計画に則しているか点検する必要がある。	頂いたご意見を参考に、表記の修正を行います。ご意見ありがとうございます。 【資料-5】	3	②
186	市民意見募集	その他	表記修正	【資料編】資料-15～資料-31 ●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握(平成28年9月策定時):なぜ「平成28年9月策定時」なのか説明がない。	資料は、立地適正化計画策定時の経緯を示す参考資料として掲載しています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。【資料-15～資料-31】	3	③
187	市民意見募集	その他	表記修正	資料-44 ・自助について、「自らの命は自らが守るという意職のもと」と記載されているが、資料45頁の地域防災針画に記載のとおり「財産」を災害から守ることも自助として重要であるため、「自らの命・財産は自らが守るという意職のもと」と修正すべき。	国が策定する防災基本計画において「防災」とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、国民の生命、身体及び財産を保護する施策を示しています。一方で、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視しています。 本項目に引用した本市地域防災計画においても、想定を超える災害から被害をいかに小さくするかということを主眼とし、これまで取り組んできたハード対策とともに、自助・共助・公助によるソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進しています。そのため、自助については、防災訓練への参加や避難場所の確認など「自らの命は自らが守る」という自助意識の醸成を目的とした記載を行っています。 【資料-44】	3	③